

# 平成19年度事業計画

平成19年3月

財団法人調布ゆうあい福祉公社

## 調布ゆうあい福祉公社の「理念」

**公社は市民相互の助け合いと  
自立支援のための質の高いサービスの提供を通じて  
あたたかい地域づくりを目指します**

- ・ 住み慣れた地域で安心して生活を続けられるようサポートします
- ・ 利用者の尊厳を守り、その人らしい生活を支援します

# 運営方針

## 1 現状と課題

### (1) 公社をとりまく社会状況

日本の高齢化は一層の進展が見込まれている。2015年（平成27年）には、戦後のベビーブーム世代が高齢者（65歳以上）となり、高齢者の考え方、価値観の一層の多様化が予測されるとともに、高齢者世帯、単身高齢者世帯、認知症高齢者の増加など高齢者を取り巻く家族環境も変化すると考えられている。

こうした状況を受けて施行された公的介護保険制度であるが、制度施行後5年を経て、要介護等の認定者数が増加した。特に要支援・要介護1等の軽度者の大幅な増加が顕著となり、2005年（平成17年）には、制度の持続可能性を確保し、明るく活力ある高齢化社会を構築するために、制度全般にわたる見直しが行われ、「介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、2006年（平成18年）より施行された。

この改正において、「介護予防」を通じて高齢者の自立した生活を可能とすること、また、単身高齢者、高齢者のみ世帯の増加に備え、高齢者が地域で自立した生活を送れるよう、地域に根ざしたサービスの基盤づくりを行うこと、また、認知症高齢者の急速な増加に備え、認知症を正しく理解する取り組み、認知症高齢者を支える地域づくり、また、介護者等への支援体制を確立するための取り組みが急務であること等が強調された。

またこれらを自治体主導ではなく、自治体と住民が協働し、それぞれの地域における介護サービスのあり方を作り上げていく必要性も指摘されている。

ところで、一方、平成18年度には、行政改革の3本柱の1つである「公益法人制度」が新制度として公布され、平成20年には施行が予定されている。現行公益法人としては、5年の猶予期間があるものの、移行期間内において公益性の確認等、公益財団法人等への移行の準備、体制の整備が必要となり、公社においては、まさに設立基盤の見直し時期を迎えようとしている。

### (2) 公社における現状

平成18年度、上記の制度改正の枠組みに対応すべく、既存事業の整理を行い、必要に応じ新規事業を立ち上げている。

まず、「介護予防」の理念を重視し、虚弱の方が、できるかぎり、要支援、要介護の状態にならないよう、また、要支援、要介護の方が現在の状態を維持、改善できるよう、低栄養予防事業、介護予防訪問介護事業の実施等、予防の視点を切り口に、既存事業の内容を精査し、事業の見直しに努めている。

また、地域に根ざしたサービス基盤の整備の一環として、電球の取替えなど

ちょっとしたサービスの提供を行う「生活支援コーディネート事業（愛称ちよこっとさん）」を、地域の方々の参加、協力を頂きながら市内に展開している。

さらに、認知症ケアとしては、担い手の養成を目的に、ゆうあい福祉セミナーを開催すると同時に、入間町地域における「地域密着型認知症対応型通所介護事業」の開設に向けて、施設整備等の準備にあたっている。

また、調布市より地域包括支援センター事業を受託し、地域に根ざした包括的、総合的な相談窓口としての役割を果たすべく、地域住民の協力を得ながら事業を実施している。

さらに、平成18年度より事業者の義務として介護保険法に定められた「介護サービス情報の公表」制度を受審し、介護保険サービスが利用者に適切かつ円滑に選択され、利用されるよう、情報提供の充実に努めている。

### **(3)平成19年度公社の課題**

18年度から取り組みを開始している、各種介護予防事業については、事業評価を繰り返し行う中で、「介護予防」の理念を、地域において着実に根付かせ、効率的、効果的に事業が実施できるための体制整備が必要である。

また、地域作りの視点から新規に立ち上げた生活支援コーディネート事業については、事業の更なる充実が必要とされ、また、地域密着型認知症対応型通所介護事業についても、スムーズな開設に向けて、公社がこれまで培ってきた人材、技術、経験を生かし、調布市における認知症高齢者ケアの基盤となるべく、不断の努力が必要である。

同様に、多くの介護負担を抱える家族介護者等への支援体制作りについても、より一層、取り組みを充実させる必要がある。

さらに、今後も増加が予測される高齢者の多様なニーズに corres 応するために、サービスの継続した実施とそれを可能とするための安定した組織基盤の整備が求められる。これらは、指定管理者制度、公益法人制度改革への対応とも関連し、調布市関係部署と協議を進めながら、連携と情報交換を密に行い、適切な対応が必要である。

## 2 基本方針

現在高齢者一人ひとりが地域において生活を継続できるように、地域の実情に合わせた住民参加によるサービスの整備が急務とされている。また、住民の主体的な参加や支援による福祉サービスを推進する過程において、地域における「支えあい」や「つながり」の基盤を育てていくことも重要であるといわれている。（厚生労働白書）。これは、「サービスの継続した実施を通して、誰もが住み慣れた調布市で安心して暮らせる、そのようなあたたかい地域を、地域住民とともに作り上げていく」という福祉公社の使命に繋がる。

公社は、今年度も下記の基本方針をもとに、国、都、市の方針と連動し、組織の本来の使命が果たせるよう、適切な組織運営に努め、地域の皆様と十分連携をとりながら、誠実に事業を実施し、「より利用しやすく」「より参加しやすい」サービス提供体制づくりに取り組んでいく。

- (1) 公社理念を職員が理解し、事業に反映します
- (2) 法人の経営の方向性及び現在の改善課題について職員が理解し、事業に反映させるとともに、改善課題についての取り組みを継続して行います。
- (3) 関連法制度を遵守するとともに、サービスの質の確保を目指し、研鑽を深め、自らの資質向上に努めます
- (4) 他の福祉医療機関をはじめ、地域の多くの関係者と連携し、利用者を支えます。
- (5) 地域のニーズを的確につかみ、新規事業に真摯に取り組めます。

## 3 重点事業

- (1) 各種介護予防事業の効果的な実施
- (2) 生活支援コーディネート事業の充実
- (3) 入間地域における地域密着型認知症対応型通所介護事業の実施
- (4) 家族介護者等へのサポートの充実
- (5) 公益法人制度改革・指定管理者制度への取り組み

## 事業計画

### (1) 高齢者等の在宅福祉に関する普及啓発事業（1号事業）

#### 事業のねらい

介護保険制度改定を始め福祉サービスが刻々と変化するなか、地域で安心して生活できるためには、必要な情報が、必要な時期に、適切に市民へ届くとともに、地域住民の福祉に対する意識を高めていくことが必要となっています。

今年度は特に、より普及啓発が効果的にはたらくよう取り組み「福祉が根ざす地域づくり」に努めてまいります。

また、福祉に関する情報はもとより、保健、医療に関する情報も合わせ広く提供し、市民の関心と参画を促します。

さらに、住民参加活動を広くアピールし、市民相互の関わりから生まれるニーズに目を向け、福祉サービスの向上を図ります。

また、趣味活動を通じて、地域で暮らす住民同士の仲間作りの場を提供し、生きがいと介護予防への支援をします。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
福祉講演会	保健、医療、福祉、や新しい制度など、市民の社会的関心事について情報提供を行い、福祉の街づくりを進める。	講演会開催により情報の発信とともに、ニーズ把握を行う。 1回/年	市民 利用会員 協力会員 賛助会員	住民が福祉の街づくりに主体的に取り組むきっかけをつくることができる。
機関紙 「ほっとらいん」の発行	公社の会員、市民へ向けて公社の事業紹介や情報公開、福祉等の制度についての情報提供を行う。	機関紙「ほっとらいん」の発行 11回/年 4～6ページ	市民 利用会員 協力会員 賛助会員	公社やその他福祉に関わる事業の情報提供が行える。その結果地域に埋もれているニーズの掘り起こしが行える。
ホームページ	公社事業、サービスの紹介、情報提供など様々な情報発信を行う。	ホームページの更新 随時	市民 利用会員 協力会員 賛助会員	時間に制約されることのない、情報の窓口となり利便性の向上に寄与できる。

公社地域説明会	地域において住民参加型有償在宅サービスの広報及びサービスを担う市民（協力会員）を募集する。	住民参加型在宅サービスについて地域で説明会を実施する。 4回以上/年	市民	定期的に説明会を実施することにより、地域の支えあいを広く市民に理解していただき、住民参加を促進することができる。
ボランティア体験	ボランティア活動を通じて、福祉サービスを理解する。	公社事業でボランティア活動を体験していただく 通年	市民	地域福祉について関心を持つとともに、住民による福祉の町づくりの実践を推進することができる。
生きがい講座	中高年の地域住民同士の交流による仲間作り、そして参加者自身の生きがいと社会参加の機会を提供すること。	男性のための料理講座を行う。1コース（6回）/年	市民 定員：12人	食に関する正しい知識と技術を習得し、食生活と健康維持の関係にバランス意識を持つとともに、仲間作りの機会が提供できる。
		フォークダンス講座を行う。1回/年(5回コース)	市民	体を動かすことによる筋力低下を防止する意識を高め、また仲間作りの機会を提供することができる。
		IT講座を行う 【Information technology=情報技術】	市民 利用会員 協力会員 賛助会員	IT講座(パソコン全般、インターネット等)を通して、IT社会への順応、生きがいの

		1回／年(4回コース)		創出、地域で支えるコミュニティの形成などが期待できる。
自主サークル活動支援	講座参加で生まれた参加メンバー間のつながり、グループ意識を継続性のあるものとする。	「だいこんの会」 随時	講座参加者等	料理講座参加者等の自発的な支えあい活動、地域づくりを推進できる。
		ゆうあいフォークダンス友の会「フレンズ」 随時	講座参加者等	ダンス講座参加者等の自発的な支えあい活動、地域づくりを推進できる。
		「結会いネット倶楽部」 随時	講座参加者等	IT講座参加者等の自発的な支えあい活動、地域づくりを推進できる。

(2) 高齢者等の在宅福祉サービスに関する研修及び人材育成事業  
(2号事業)

事業のねらい

利用者の多様なニーズに応えられるよう、新たなサービス構築に向けて担い手の発掘・育成に重点をおいてまいります。

また、幅広く専門的な視点で研修を企画し、利用者からの多様な要望に迅速にこたえられる人材を養成します。特に認知症研修については、より地域の方々が認知症を理解し、ケアに携わることができるようなプログラムを企画し、担い手育成に重点をおいてまいります。

さらに、公社の専門性を生かし、地域住民や市内の各介護保険事業所の職員等へのサポートの一環として、各種研修等を実施してまいります。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果	
協力会員専門研修	ホームヘルプサービス協力会員研修	協力会員がホームヘルプ活動に携わるにあたり、高齢者や障害者への理解を深め、技術の向上を図るための研修を行う。	時事など必要に応じて、専門の講師を招き、講義や実習を行う。 2回/年	協力会員	協力会員が自信を持って活動に入ることができ、利用者へより質の高いホームヘルプサービス提供ができる。
	食事サービス協力会員研修	食事サービス事業に携わるにあたり、主体的に活動に取り組めるよう、サービス特性に応じ、必要となる技術や知識を習得するとともに、参加をした会員相互の情報共有の場を提供すること。	① 新人研修 理念、事業を理解し、活動に参加するための基礎知識・技術を習得する。 随時	該当協力会員	新規に活動へ参加をする協力会員の不安を取り除き、円滑な社会参加を促すことができる。
			② スキルアップ研修 食事サービスの提供に関わる協力会員が、主体的に、活動に必要な知識・技術を習得する。 実施回数： 各3回/年	調理・配達に携わる協力会員	活動をする会員のモチベーションの向上、円滑な事業進行、サービスの質の向上が期待できる。
	協力会員外部研修派遣	活動に必要な知識を得られるよう、協力会員を他の福祉、医療団体が実施する講座、セミナー等に派遣する。	協力会員に必要と思われる外部研修会について参加を働きかけ、派遣する。年間	協力会員	外部研修を活用することで、協力会員がより幅広く学ぶ機会を提供できる。
	協力会員協議会	有償在宅福祉サービスの担い手である協力会員	会議や交流会などにより、協力会員のネットワークづ	協力会員	住民による地域支えあいのネットワークづくり

		が、活動や地域の 支えあいについ て協議する。	くりをサポート し、協力会員が地 域を支えるための 基盤づくりを行 う。年間		を促進すること ができる。
実習生の受け 入れ		福祉資格取得等 に必要な実習の 場を提供する。	福祉資格等取得養 成実習 (ホームヘルパー 2級、社会福祉士 等)	社会福祉の 教育を実施 する教育機 関等から派 遣される学 生	介護保険制度の 福祉サービスだ けでなく、住民参 加型福祉事業を 理解することに より、幅広い福祉 サービスのあり 方について理解 することができる。
			東京都社会福祉協 議会「介護等体験 事業」 (教員免許法の特 例による社会福祉 施設における介護 体験事業)	教員免許取 得を希望す る学生	福祉を専門とし ない学生が社会 福祉の実践を体 験してもらうこ とにより、福祉へ の理解を深める ことができる。
ゆう あい 福祉 セ ミ ナ ー	基礎 研修	協力会員および 市民に対し、有償 在宅福祉サービ スへの理解を深 め、活動に携わる ための基礎を学 んでいただく研 修を行う。	基礎医学、在宅福 祉サービス、福祉 公社事業ガイド スを行う。 ゆうあい福祉セ ミナー全6回/年	協力会員 市民 介護保険事 業者 等	協力会員のみな らず広く市民が 参加し、有償在宅 福祉サービスの 基礎を学んでい ただくことで、担 い手育成の基盤 づくりが行える。
	専門研 修	広く協力会員、市 民、介護保険事業 者等に対し、在宅 福祉サービスに ついての研修を 行い、地域におけ	時事に適した各部 門の専門の講師を 招き、研修を行う。		公社のもつ専門 性やノウハウを 活かし充実した 研修会を行うこ とにより、幅広く より質の高い人

		る人材育成を促進する。			材が育成でき、地域の担い手の底上げとなる。
	認知症研修	住民参加の地域密着型認知症ケアにむけ、担い手育成のための研修を行う。	認知症専門の講師を招いて研修を行う。		現在求められている住民参加による質の高い認知症ケアの実現を図ることができる。
	福祉専門職講師派遣	ホームヘルプ養成講座・市内外の各種研修会・講座等に公社職員を講師として派遣する。	要請された研修について、適切な専門職員を派遣する。 年間	市民 関係団体等	公社が地域福祉サービスを担うなかで培ってきた専門性を各種研修会において還元することにより、人材育成の裾野を広げることができる。
	2級ヘルパー及び障害者（児）ヘルパー講座	2級ヘルパーとして必要な知識及び技能を有する人材の養成を図る。	在宅福祉、高齢者・障害者福祉、介護等に関する講義と実習をプログラムとする講座を開催する。 年1回	市民	地域に求められている質の高いヘルパーを養成することができる。
	精神障害者ホームヘルパーフォローアップ研修	精神障害者ホームヘルパーとして、質の高いケアを行うことができるための研修を行う。	精神障害者ホームヘルプサービスの現場で必要とされる専門的内容に関する講義、事例検討などをプログラムし、研修を開催する。 年1回	ホームヘルパー従事者	従事者が力量形成し、専門職として質の高いケアを実践できる。

(3) 高齢者等の在宅福祉サービス向上のための調査・研究開発事業並びに情報の収集及び提供事業（3号事業）

事業のねらい

今後の福祉サービスの変化を予測し、「在宅福祉サービスのあり方」、「住民参加活動の方向性」を協議していく上で必要な調査研究を行い、事業の向上と発展を目指します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
住民参加型事業の研究と開発	公社に求められる住民参加事業の内容を検討し、必要とされるサービスシステムを検討・開発する。	住民参加事業についての調査・研究を行い、現在の事業の見直し、新たなサービスシステムの開発等を行う。 年間	公社の課題。	時代背景や地域事情に即し、地域に求められるサービスを提供できる。
利用者満足度調査	サービス対象者の意向を調査し、サービスの質向上に努める。	食事サービス利用者アンケートの実施 1回/年	食事サービス利用者	
関係機関連絡会への参加	公社と地域関係機関との連絡調整を図り、福祉サービスの向上に努める。	「サービス調整会議」や各機関が開催する会議への参加 年間	公社職員	
市場の動向調査の情報収集	外部市場動向に目をむけ、公社事業の向上と発展に努める。	新聞・雑誌・インターネット等のメディアによる情報収集を行い、事業に関する検討を行う。 年間	公社職員	

(4) 高齢者等の在宅福祉サービスに関する生活・健康相談事業  
(4号事業)

事業のねらい

福祉のサービスメニューが充実し、情報が収集しやすくなっている今日において、逆にサービスを利用する上で、サービスの選択、利用の方法がより複雑化する傾向にあります。こうした中、自分自身の望む暮らしのために必要な情報を得て、日常生活上の問題を解決するため、さらに適切にサービスを利用するためには、住民にとって気軽に相談できる場がますます重要になってきます。

公社では、専門性・多様性・地域密着性を活かし、市民が安心できる相談拠点を目指していきたいと考えます。

また、ソーシャルワーカーや看護師の知識・技術を高めるとともに、他機関・他職種との連携を図り、多様な相談に適切に応じられるよう体制を整えます。

さらに、増加する認知症高齢者や緊急対応、そして障害者・子育て・ターミナルケアなど制度のはざまでお困りの方々への相談に対応できるよう体制を整えます。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
在宅福祉サービスに関する相談	生活支援の視点に立って高齢者等の生活相談に応じ、関係機関と連携を図りながらホームヘルプ等の在宅福祉サービス情報を提供する。	地域包括支援センター、公社のソーシャルワーカーによる電話、来所、訪問相談 年間	市民	地域で暮らす高齢者が身近な窓口で相談ができ、安心して暮らすことができる。
生活訪問相談	利用者を対象に、日常生活相談や利用者一人ひとりのニーズにあったサービス調整を行う。	ソーシャルワーカーやケアマネジャーによる訪問・電話・来所相談 年間	利用会員 協力会員 賛助会員	住み慣れた地域での安心した在宅生活をサポートできる。
健康訪問相談	利用者の心身の健康に関する相談や必要な指導、助言を行うことにより、家庭における健康管理や健康の	看護師による訪問・電話 来所相談。 必要に応じて主治医との連	利用会員 協力会員 賛助会員	健康面での相談に対応することができる。

	増進を図れるよう支援する。	絡調整を行う。 月1回		
医師による健康相談	心や体の悩みなどの健康に関することについて、公社相談医による個別相談を実施する。	内科相談:隔月 神経科相談:隔月 午後1時30分~3時 実施 月1回	利用会員 協力会員 賛助会員 市民	専門医による個別相談の場を提供することにより、市民の健康維持、介護予防につながる。
法律相談	市民生活の中で発生する法的な手続きについて、顧問弁護士による法律相談・情報提供を実施する。	第3金曜日 午前10時30分~12時 実施 隔月	利用会員 協力会員 賛助会員 市民	法的な悩みを専門家に相談する機会を提供できる。
協力会員の活動に関する相談	利用者の個別のニーズに対して適切なサービスが提供できるよう、ソーシャルワーカー、看護師とともに相談体制を整え、協力会員の活動上のアドバイスをを行う。	協力会員とソーシャルワーカー、看護師との相談 年間	協力会員	ボランティアである協力会員に対するバックアップ体制をとることで、協力会員が安心して利用会員宅で活動が行え、地域の支えあいが促進される。
福祉機器・介護用品の展示、相談、貸出、あっせん	在宅で自立した生活をおくるために必要な福祉機器・介護用品等の相談を受け、紹介・貸出・業者のあっせんを行う。	福祉用具の紹介、貸し出し、斡旋 年間 随時	利用会員 協力会員 賛助会員 市民	高齢者や家族が介護に関する福祉用具を実際に利用できる。
協力会員の健康に関する相談	協力会員に対し、健康診断と健康相談を行う。	医療機関での健康診断と相談医による健康相談 1回/年(相談は随時)	協力会員	担い手である協力会員自身の健康が維持される。

(5) 高齢者等の有償在宅福祉サービス事業及び生活支援事業  
(5号事業)

1 ホームヘルプ・食事サービス事業

事業のねらい

安心して生活できる地域をめざし、住民参加事業の利用拡大に努め、住民参加型地域福祉の推進をいたします。

また、安心して利用できるサービスの構築と質向上に努め、利用者拡大に努めるとともに、利用者一人一人の視点に立って柔軟にサービスを創出し、利用者がいきいきと暮らせるようにサービスを提供します。

さらに、担い手である協力会員の拡大を図り、さらに住民による主体的な地域づくりの動きを支援し、より力強い住民相互の支えあい生まれるよう取り組みます。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
ホームヘルプサービスの提供	日常生活上、支障のある高齢者等を対象に家事や介護の援助を行い、在宅生活の継続を支援する。	協力会員によるサービス提供 年間	利用会員(高齢者・障害者・病気療養中・子育て家族等)	地域の支えあいで行われるホームヘルプサービスによって、さまざまな個別のニーズに対応することができ、利用会員が安心して、より豊かな生活を送ることができる。
食事サービスの提供	高齢者、障害者等への食事サービスの実施により、住み慣れた地域の中で、継続的な在宅生活が確保できるよう援助すること。	配食サービスの実施 昼・夕食 年間(365日)	利用会員	低栄養の改善や当事者の負担軽減、自立支援、安否確認を行うことにより生活の質を向上することができる。
	地域福祉機関等で必要とする食	配食と協力会員派遣による調理	福祉関係機関	

	事の支援を行うこと。	支援。 ・子育て支援センター「すこやか」 ・若葉作業所等		
会員のための交流事業	会員相互の交流を目的とする。	会食会 日帰り旅行等の実施 1回/年	利用会員 協力会員 賛助会員	会員が健康で生きがいを持って生活できるよう支援できる。
会員の慶弔	利用会員の誕生日に記念品を贈ってお祝いし、また利用会員、協力会員逝去に際して弔意を表す。	会員慶弔に際し記念品、弔電、をおくる。 年間	利用会員 協力会員	

## 2 生活支援コーディネート事業（ちょこっとさん）

### 事業のねらい

生活支援コーディネート事業は、「生活支援見守りネットワーク事業」における機能の一つとして、調布市民が住み慣れたまちで安全に安心して生活が続けられることができるように、地域のボランティアによる「ちょっとしたお手伝い」のサービスを行うことを目的としています。

今年度は、平成18年10月までのモデル事業における事業検討と、同年11月からの全市サービス展開実施をもとに、よりいっそうの地域のボランティア育成を推進し、地域福祉のネットワークの充実を図ります。

事業名	事業目的	事業内容	対象者	予測される効果
生活支援コーディネート事業	地域で安心して生活できるよう、近隣の地域住民が、「ちょっとした」サービスを提供する。	30分程度でできる「ちょっとした」お手伝い	1人暮らし等の高齢者	在宅生活の維持 介護予防 地域福祉の担い手の育成 地域福祉ネットワークの育成

(6) 介護保険法における福祉サービス事業（6号事業）

1 介護給付事業及び新予防給付事業

(1) 居宅介護支援・介護予防支援事業

事業のねらい

本事業のねらいは、利用者の「望む暮らし方」が実現できるように、介護保険のサービスをはじめ、必要な社会資源の調整を行っていくことです。

本年度は平成18年度の改正介護保険制度の施行に伴い、利用者の生活に影響を与えた様々な変化に着目し、利用者の生活が安定したものとなるよう支援を続けてまいります。

また、介護保険の事業者として必要な情報を収集し、的確に情報提供を行い、サービス調整を行います。

さらに、よりよい援助を提供できるように研修を行い、技術の向上に励むとともに、利用者には複数の機関援助者が関わるが多いため、他機関、地域包括支援センター、行政との連携を丁寧に行い、適切な援助が行えるように努めてまいります。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
居宅介護支援事業	利用者の自立支援と、望む暮らし方の実現のために、介護保険等サービス利用を通じてサポートを行っていく。	適切なアセスメントに基づき介護保険サービスのみならず、介護保険外のサービスも視野に入れたケアプランを作成し、定期的に訪問しモニタリングを行い効果的にサービスが提供できるよう支援を行う。 年間	介護保険被保険者	利用者がサービスを使い、住み慣れた地域で安心して生活することができる。
介護予防支援事業	一人ひとりの利用者が置かれた生活において、その人の	老年症候群の視点を押さえた上で、利用者自身の	要支援1・要支援2該当者	本人の意欲、可能性を最大限に引き出すことが可

	希望、意欲が回復できるようにサポートする。	望む生活の実現のために、その人らしい生活目標が見出せるよう、また、それを実現できるよう、介護予防ケアマネジメントの手法を用いてサポートを行う。		能となり、その人らしい生活、尊厳を守られる生活を送ることができる。
--	-----------------------	---	--	-----------------------------------

## (2) 訪問介護・介護予防訪問介護事業

### 事業のねらい

本事業のねらいは利用者の望む暮らしを支えるため、また、利用者の自立支援を目指して、質の高いホームヘルプサービスを提供することです。

特定事業所加算取得事業所としての自覚をもって、チームケアをさらに充実させて、利用者に適切なサービスが提供できるよう研鑽を積んでいきます。

また、制度がめまぐるしく改正される中、一人ひとりの利用者の生活の継続性が脅かされることのないよう、関係者、関係機関と十分連携を深めながら、誠実に、与えられた役割を果たしてまいります。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
訪問介護事業	自立支援を目指した訪問介護計画に沿って利用者に適切なサービスを提供する。	介護保険利用者に対して、身体介護、生活援助を行う。 年間	介護保険対象者	ヘルパーがニーズを満たすことによって利用者が安心して生き生きと暮らせるようになる。
介護予防訪問介護事業	介護という行為を媒介にしながら、利用者との十分な協同関係を作りだし、生活への希望、意欲の回復が得られるようなサービスを提供する。	予防給付訪問介護の該当者に対して必要なケアを行う。	要支援1・要支援2該当者	利用者が、その人らしい生活、尊厳を守られる生活を送ることができる。

## 2 地域密着型認知症対応型通所介護事業

### (1) 認知症対応型通所介護事業・介護予防認知症対応型通所介護事業

#### 事業のねらい

平成19年度前半においては、10月の開設にむけて、基盤整備、建物の増改築工事、及び職員の研修体制の整備等、事業のスムーズな実施に向けての準備を進めてまいります。また、10月以降は、事業の適切な運営を行ってまいります。また、公社既存事業との密な連携に努め、地域住民が主体的に運営に参加できるような仕組みづくりを行いながら、地域に開かれた施設を目指します。また、地域住民とともに認知症への理解を深めていくための各種研修、質の高い担い手の養成プログラムを充実させてまいります。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
認知症対応型通所介護事業・介護予防認知症対応型通所介護事業	認知症対応型通所介護施設、介護予防認知症対応型通所介護施設の開設に向けての準備、及び適切な事業運営の実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症対応型通所介護施設、介護予防認知症対応型通所介護施設の事業運営</li> <li>地域住民を主体とした運営協議会の立ち上げ</li> <li>認知症への理解を深め、ケアの方法を学ぶための研修会及び地域学習会の開催</li> </ul>	高齢者（介護保険被保険者・当事業該当者） 市民	認知症という疾病、障害を持ちながらも、その人の尊厳を失うことなく老いを生きられるための空間を、地域住民と共に創りあげることにより、「誰もが、限りなく、住みなれた地域で安心して過ごす、そのためのサービスを継続して行う」という公社本来の理念の実践が可能となる。

### (7) 障害者自立支援法におけるホームヘルプサービス事業（7号事業）

#### 事業のねらい

身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者が、地域において、自らの「望む暮らし方」を実現することができるように、必要な支援を行います。また、生活の質の重視という視点から、居宅介護計画・重度訪問介護計画を作成し、利用者一人ひとりのニーズに沿った援助を展開します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
ホームヘルプサービス事業	利用者が地域においてその人らしく生活が行えることを目的にホームヘルプサービスを提供する。	身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者に対して身体介護、家事援助を行う。 年間	障害者自立支援法 該当者	障害者が住みなれた地域で安心して生活するためのサポートができる。

(8) 調布市からの福祉サービス等にかかわる受託事業（8号事業）

1 調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業

平成18年度の介護保険改正は、介護予防の重視を大きな柱とした制度改正となり、通所系サービスにおいても、一人ひとりの目標達成に向けた効果的なサービスを実施することが求められるようになりました。平成19年度もこの流れの中、サービスの質の確保・向上のための取り組みを進めてまいります。

また、利用者に「安定」と「安心」をお届けするために、これまで以上に地域住民の力を福祉資源として活用させていただきたいと考えております。

その一方で、平成9年度から調布の福祉サービスを充実するために、調布市より「配食サービス」事業を受託してまいりましたが、市内の福祉資源を効果的に活用するため、他のサービス機関に統合、移行し、その結果、受託事業としては廃止となりました。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
通所介護事業 （認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護・通所介護・介護予防通所介護）	個別のサービス、個別ケアを大切にし、その人らしい生活を支援する。心身状況の変化を把握し、生活の支援とケアの提供をする。	送迎、食事、入浴、生活等のサービスを提供する。 月から土 通所介護（要介護・要支援） 1日30人 認知症対応型（要支援・要介護） 1日12人	高齢者（介護保険被保険者）	生活の質を向上 生きがい作り 心身の健康維持
	プライバシーを守り、身体状況に合わせた介助浴とリフト浴を提供する。	入浴サービス	高齢者（介護保険被保険者）	身体の清潔が保てると同時に、身体状況の変化を継続して観察ができる。

介護予防サービス事業 (ハッピークラブ)	グループ活動、食事の提供を通し外出を支援する。	趣味活動、レクレーション等のサービスを提供する。 火水金 1日15人	自力での通所が可能な特定高齢者等	ひきこもり防止、健康維持増進と要介護防止ができる。
地域福祉交流育成	年間を通じ様々なボランティアが活動することで、地域と利用者との交流を図る。	ボランティアが「生活」「季節、外出等行事」「交流会等の日常行事」「中学生の職場体験」等に参加する。	市民・団体・学校等	地域住民が福祉への理解を深めることができる 利用者が生活圏を広げ、社会との結びつきが得られる。
家族支援サービス	利用者を支えていく家族を支援する。	家族介護の懇談会を実施し、介護情報、介護技術の習得の場を提供する。会の報告書を発行する。	通所利用者の家族	介護する家族が、地域から孤立することを防ぎ、介護負担を軽減することができる。

## 2 地域包括支援センター事業

### (1) 調布市地域包括支援センターゆうあい

#### 事業のねらい

介護保険制度改正に伴う介護予防への重視から、地域の住民の方の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援することが求められ、以下の事業を地域において一体的に実施する役割を担ってまいります。

- ① 介護予防事業のマネジメント（介護が必要となる前に、いち早く不安な要素を取り除いていくための支援です）
- ② 介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援
- ③ 高齢者等への虐待の防止、また虐待を受けている高齢者を早期に発見し、その方の権利を守るための権利擁護事業ならびにその家族、近隣へのサポートを行う
- ④ 複数の問題を抱える高齢者の方を担当するケアマネジャーへの支援

また、地域の中にゆるやかな見守りの輪をつくるための一環として、引き続き調布市より「生活支援見守りネットワーク事業」を受託します。これまでどおり、多くの住民の皆様の協力を得ながら、安心して暮らせる地域づくりの推進に努めてまいります。

1) 地域の総合相談

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
実態把握、介護ニーズの評価	地域の高齢者やその家族等からの総合的な相談に応じると共に、積極的に家庭を訪問し生活実態やニーズ等を把握することで出来る限り自立して在宅生活を継続できるよう援助する。	訪問・来所による面接・電話相談・要援護高齢者の実態把握・介護ニーズ等の評価・要援護高齢者の発掘。民生委員との連絡会・年間	高齢者等 家族等	地域の高齢者等が困ったときに気軽に相談が出来、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるようになる。
情報提供および利用の啓発	地域の高齢者へ必要な情報を届け、サービス利用の啓発を行う。	広報誌ほっとらいん・ホームページへの記事掲載・民生委員との連絡会・年間	市民 高齢者等 家族等	市民へ情報が届き、必要なサービスをいち早く利用できる。
介護等に関する総合相談・在宅介護の方法等の指導・助言	地域の高齢者へ介護等についてニーズに合った内容を具体的に助言し、家族の介護負担を軽減する。	訪問、来所、電話による面接相談 職員の研修参加 年間	高齢者等 家族等	介護に必要な情報を家族等へ伝えることができる。
単身高齢者訪問調査	80歳以上のサービスを利用していない単身高齢者を訪問し、実態把握に努め、ニーズに合わせた適切なサービス提供へつなげる。	相談協力員による電話連絡、訪問調査 年1回	80歳以上のサービスを利用していない単身高齢者	サービスを利用していない高齢者を訪問することで、必要な情報を届けることができる。
公的保健福祉サービスの調整	公的保健福祉サービスを地域の高齢者が必要時すぐに利用できるようにする。	訪問、来所、電話による面接相談・保健・福祉のサービス利用の調整・年間	市民 高齢者等 家族等	市民が必要なサービスを迅速に利用できる。

## 2) 判定業務

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
判定業務	市の一般施策のサービス紹介と判定を行い、高齢者へ自立に向けた適切なサービスを提供する。	職員による来所面接、訪問・各種判定業務 年間	高齢者	身近な窓口での相談、申請を行えるため、高齢者が必要なサービスを選択することができる。
配食確認書の取り交わし	配食サービス利用者に対して定期的にサービス利用の再評価を行い、自立支援を行う。	配食確認書の取り交わし 年1回	配食サービス利用者	定期的に利用者の状況を把握することで、高齢者が適切に必要なサービスを利用することができる。

## 3) 地域との連携

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
相談協力員に対する定期的な研修、連絡調整	支援センターと地域をつなぐ役の相談協力員と定期的な研修を行い、連絡を取りあうことで市民への広報と啓発に努める。	相談協力員との連絡会開催・要援護高齢者の発掘・支援センターについての広報を担ってもらう。 年8回	相談協力員	相談協力員が市の制度やサービスについて学ぶことで、地域の高齢者へのつなぎ役として機能することができる。
民生児童委員と相談協力員の連絡会	地域の相談窓口となる民生委員と相談協力員が共に連携を図ることで、地域のネットワーク構築を目指す。	民生委員と相談協力員の連絡会開催 年1回	民生児童委員 相談協力員	同じ地域を担当する民生委員と相談協力員が情報を共有することで、利用者が安心して暮らせるようになる。

生活支援見守りネットワーク事業	高齢者の意思や生活様式を尊重しながら、地域住民による「ソフトな見守り」と「ゆるやかな働きかけ」を行い、長く住み慣れた地域で暮らせることを目指す。	地域資源調査・地域組織への説明会開催・地域住民への広報・市との連絡・打ち合わせ 年間	市民 高齢者等 家族等	高齢者が孤立することなく、安心して生活できる。
居宅介護支援専門員に対する指導・援助	居宅介護支援専門員が担当する様々な問題を抱える利用者に対して、必要な情報提供やサービス導入の支援を行う。	居宅介護支援専門員との面接、同行訪問 サービス担当者会議出席 担当地域ケア会議開催 年間	居宅介護支援専門員	介護保険サービスでは解決できない問題を居宅介護支援専門員と共に、問題解決を図ることができる。

#### 4) 会議・研修等

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
支援センター連絡会	調布市関係者と他支援センターとの情報共有を図り、市民への情報発信を行う。	会議出席 毎月1回	支援センター職員	調布市と他支援センターとの連携を図ることで、利用者へ途切れないサービスを提供できる。
担当地域ケア会議	複雑な問題を抱える利用者に対して、事例検討等を通じてケア会議参加者の連携を深め、サービスの質的向上と関係者のネットワークの構築を目指す。	サービス提供が必要な高齢者を対象に、介護予防・生活支援サービスの総合調整、居宅サービス提供事業者および	保健、医療、福祉などの現場職員を中心に構成・10人程度	担当地域の高齢者が抱える問題について実態を把握し、地域関係者と共に問題解決に向けて情報を共有。高齢者

		居宅介護支援事業者の助言、援助を行う。 年3回		等が安心して生活できるようになる。
介護教室	高齢者やその家族等に対して医療、保健、福祉に関する情報を届ける。	介護方法や介護予防に関する教室の開催 年1回2日開催	市民 高齢者等 家族等	高齢者やその家族等が必要な医療、保健、福祉サービスの情報を得ることが出来、サービスの利用がしやすい。
介護予防検討会	調布市支援センター係と各支援センターの保健師または経験のある看護師により、介護予防についての情報共有や事例検討を行う	介護予防に関する検討を行う 年6回	支援センター保健師	介護予防事業を適切に進めることができる。
権利擁護検討会	調布市関係者と各支援センターの社会福祉士により、成年後見制度や権利擁護事業について情報共有や制度について理解する。	権利擁護に関する研修 年6回	支援センター社会福祉士	権利擁護事業を市民へ広めることができる。
ケアプラン適正化事業	調布市支援センター係と各支援センターの主任介護支援専門員により介護保険の適正なケアプラン作成とケアマネジャー支援を行う。	介護保険制度やケアマネジャー支援の方法を学ぶ 年6回	支援センター主任介護支援専門員	適切なケアプラン作成に向けてケアマネジャーを支援することができる。
生活支援見守りネットワーク研修会	調布市支援センター係と各支援センターの生活支援見守りネットワーク事業担当者により、情報共有と広報活動の方法を図る。	事業広報についてや活動報告を行う。 月1回	支援センター見守りネットワーク担当	市民への事業の広報と効率的な活動ができる。

5) その他

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
介護予防事業	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生き生きと生活できるよう、老化に伴う不具合を早期発見し適切な対策を講じる。	利用者への電話、来所、相談面接 介護保険非該当者の訪問・ケアプラン適正化事業	高齢者等	高齢者が要介護状態になることを防ぎ、安心して元気に生活できる。
福祉用具の展示	福祉用具を身近に見たり、使用の体験をすることで、適切な用具の利用方法を伝え、自立した生活を目指す。	福祉用具の契約・福祉用具の点検、整理 年間	市民 高齢者等 家族等	高齢者や家族が介護に関する福祉用具を実際に利用できる。

3 低栄養予防事業（いきいきクッキング）

事業のねらい

低栄養状態にある、もしくはその心配のある方に対して、栄養ケア計画の作成と、これに基づくプログラムを実施し栄養改善を図ります。

また、料理教室形式で行うことにより、楽しみながら食事内容を見直し、料理が作れるようになるきっかけと仲間作りを目指します。

さらに、地域住民の協力をいただきながら、地域で支える介護予防事業に取り組みます。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
低栄養予防事業(いきいきクッキング)	要介護状態を予防するための体の栄養状態の維持、増進を目指す。	1コース5ヶ月 合計12回の事業において講義、調理実習と前後1回ずつの健康度想定及び効果測定を実施する。	65歳以上の市民で以下に該当する方 ① 特定高齢者 ② 低栄養の不安のある方 ③ 男性の方で調理経験の少ない方	低栄養状態を改善、予防する。また低栄養から生じる体力低下を予防する。

#### 4 軽度生活援助事業

##### 事業のねらい

介護保険法非該当の高齢者が、安心して日常生活をおくれるよう協力会員によるホームヘルプサービスを提供します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
軽度生活援助事業	介護保険法による要介護認定において非該当と判定された高齢者へ日常的な生活援助を提供する。	協力会員によるホームヘルプサービスの提供年間	高齢者	介護保険に該当しない高齢者に対する介護予防的支援を、地域の支えあいによって行うことができる。

#### 5 介護保険要介護認定調査

##### 事業のねらい

介護保険法にもとづく要介護認定調査を行います。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
要介護認定調査	介護保険法による要介護認定調査を行う。	要介護認定調査を行う。年間	介護保険要介護認定申請者	介護保険制度運営の円滑な遂行のために資することができる。

(9) その他、この法人の目的達成のために必要な事業（9号事業）

1 事業運営の改善

引き続き、事務事業について、各係において業務の見直しを行い、業務整理など事業の活性化のための取り組みを行ってまいります。

また、係内においてだされた改善課題については、目標及び対応方法、改善のための取り組みを明確にしたうえで、計画を実施し、その結果を全職員で共有していく仕組みを充実させてまいります。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
職員会議 ①訪問事業 課・地域事業 課 管理係② サービスセン ター係③訪問 介護係	公社が目指すべき方向性、重要な案件について全職員で共有し、円滑な事業運営を行う。	個別事業についての報告、連絡。適切な事業運営に関する協議	各担当職員	全職員が公社理念を共有し、利用者にとっての質の高いサービス提供の確保に努めることができる。
運営会議	公社運営にあたり必要な案件について協議を行い、意思決定を行う。	①利用者意向、地域、事業環境に関する情報の収集と分析②改善課題の設定と改善方法の協議③事業運営に関する協議	係長、主幹、課長、局長	事業運営にあたり実情を踏まえた意思決定ができる。
経営会議	経営状況の把握と円滑な事業運営の確保のため意思決定を行う。	利用者意向、地域、事業環境に関する情報の分析結果に基づいた公社の方向性の決定	理事長、副理事長、局長、課長、主幹	経営の基本方針が定まり、円滑な事業運営の確保が図られる。

## 2 サービスの質向上

サービス水準の向上を図るために、各種サービスマニュアルやサービス手順書の作成サービス評価会議、ケースカンファレンスの実施などを適切に行います。またサービス情報の公表制度を定期的に受審します

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
サービス評価会議等の開催	自らの立てたケアプラン、各種介護計画が適切であるか、複数の専門職の目から評価し、改善に役立っている。	居宅介護支援計画書、各種介護計画書の検討を通じて、アセスメント結果、ケアプラン内容のチェック、サービスの適切さについて評価する。 年間	公社職員 (各担当部署にて開催)	適切なケアプラン作成、サービス提供を行うための力量形成ができる。
ケースカンファレンスの開催	対応困難ケースの事例検討を通して問題の解決を図る、また、職員の資質、能力の向上を図る。	自らの事例についてまとめ、発表する。他のメンバーとディスカッションを行う中で、自らのケアの振り返りを行う。また、必要に応じて外部スーパーバイザーを招き必要な視点、アドバイスを 得る。 月1回		事例をまとめる段階で、自らの援助を振り返り、また、他者からの意見を聞くことにより、新たな視点を 得ることができ、力量形成の機会となる。
サービス情報の公表制度の実施	自らのサービス内容や運営状況の情報を、公平、公正な環境で公表し、利用者に適切な事業所を選んで頂けるようにする	サービス情報の公表制度の実施 年1回	対象：通所介護事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業	情報の公表にあたり、事業所の状況を客観的に捉えることができ、サービスの質の改善に資することができる。

### 3 職員の個別能力開発

外部研修へ積極的に参加し、職員の資質向上を図り人材育成に努めます。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
外部研修への派遣 (情報収集)	様々な福祉ニーズに対応するための専門的な知識の習得および情報収集を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公社業務に関連した福祉サービス研修 年間(随時)</li> <li>・ パソコン技術向上のための研修などへ参加</li> <li>・ 年3回位予定</li> </ul>	公社職員	公社サービスの充実。
外部研修への派遣 (資質向上)	職員の資質を向上し事業運営を効率的に行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各職階に応じた一般研修</li> <li>・ 講師を招いての集合研修 年間(随時)</li> <li>・ 経営者研修</li> <li>・ 労務管理研修などへの参加</li> </ul>	公社職員	公社職員としての意識と自覚を高め、公社運営を担える職員の創出を図る。